

地価公示図書閲覧規則の一部を改正する規則

地価公示図書閲覧規則（昭和45年4月世田谷区規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「図面」の次に「に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録されている事項」を加える。

第2条を次のように改める。

（閲覧場所等）

第2条 地価公示図書の閲覧場所は、財務部用地課、出張所及びまちづくりセンターとする。

2 前項に定めるもののほか、地価公示図書は、国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国土交通省令第25号）第11条の規定により、インターネットを利用して表示する方法により閲覧することができる。

第3条中「世田谷区の休日に関する条例」を「前条第1項に規定する閲覧場所においては、世田谷区の休日に関する条例」に改める。

第4条中「地価公示図書」を「第2条第1項に規定する閲覧場所における地価公示図書」に改める。

第6条中「地価公示図書」を「第2条第1項に規定する閲覧場所において地価公示図書」に改める。

第7条を削る。

第8条各号列記以外の部分中「係員は」の次に「、第2条第1項に規定する閲覧場所において地価公示図書を閲覧しようとする者で」を加え、「者」を「もの」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条を第7条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。